

五條市子どもの医療費助成の手引き

(伊都医療圏医療機関等用)

令和5年10月診療分以降

(令和5年6月版)

令和5年10月診療分から伊都医療圏で、下記の全てに該当する子どもについて、現物給付（窓口一部負担金あり※）による医療費助成を実施します。

- ・五條市に住所を有する未就学児
- ・被用者保険（社会保険）の被保険者
- ・五條市発行の乳幼児医療費受給資格証（水色）もしくはひとり親家庭等医療費受給者証（水色）の提示

※窓口一部負担金

通院	500円/1月1レセプト当り
入院	1,000円/1月1レセプト当り (14日未満は500円)
調剤	0円

五條市すこやか市民部

保険年金課 福祉医療係

一目 次一

第1章 五條市における子どもの医療費助成について	P. 1～5
--------------------------	--------

1 制度の概要	… P. 1
2 現物給付について	… P. 2
3 他法等との優先関係	… P. 2
4 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い	… P. 4
5 受給資格証について	… P. 5

第2章 医療機関等における取り扱いについて	P. 6～8
-----------------------	--------

1 受給資格証の確認	… P. 6
2 有効期間の確認	… P. 6
3 自己負担金の徴収	… P. 6
4 「限度額適用認定証」の確認、高額療養費について	… P. 7
5 現物給付対象者判定フローチャート	… P. 8

第3章 医療費助成の流れについて	P. 9
------------------	------

現物給付方式(就学前児童)	… P. 9
---------------	--------

第4章 レセプトの記載要領	P. 10
---------------	-------

1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点	… P. 10
2 レセプトの記載事例	… P. 10

五條市の子どもの医療費助成現物給付に関するQ&A	P. 11～P. 16
--------------------------	-------------

1 受給資格について	… P. 11
2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて	… P. 12
3 併用レセプトの提出について	… P. 15

お問い合わせ先	P. 16
---------	-------

第1章 五條市における子どもの医療費助成について

1 制度の概要

子どもの医療費助成は、子ども及びひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的として実施される制度です。五條市に住所を有する方で、以下の要件に該当し、資格申請をされた方には五條市より受給資格証を発行し、医療費を助成します。

区分	要件（対象者）	助成額	助成方法
子ども	0歳児～高校生世代（18歳を迎えてから最初の3月31日まで）の子ども	健康保険の自己負担相当額から窓口一部負担金を控除した額	償還払い (一定条件に該当する場合は現物給付)
家庭等 ひとり親	ひとり親家庭の18歳を迎えてから最初の3月31日までの子ども	健康保険の自己負担相当額から窓口一部負担金を控除した額	

※窓口一部負担金：通院 500円/1月1レセプト当たり
入院 1,000円/1月1レセプト当たり(14日未満は500円)
調剤 0円

◎助成対象外（次の場合は医療費の助成はできません）

- | | |
|-----------------------------|--|
| ・受給資格証の提示がない場合 | ・学校や認定こども園等での災害（負傷、疾病等）で、スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合 |
| ・健康保険が適用されない場合 | ・交通事故等第三者行為による診療の場合 |
| ・入院時の食事療養及び生活療養費に係る標準負担額の場合 | ・生活保護法による医療扶助を受けている場合 |

※償還払い・・・受給資格者が医療機関等に対して、受けた医療にかかる保険診療の自己負担相当額を支払った後に、市から受給資格者に対して一部負担金を控除して支払う方式

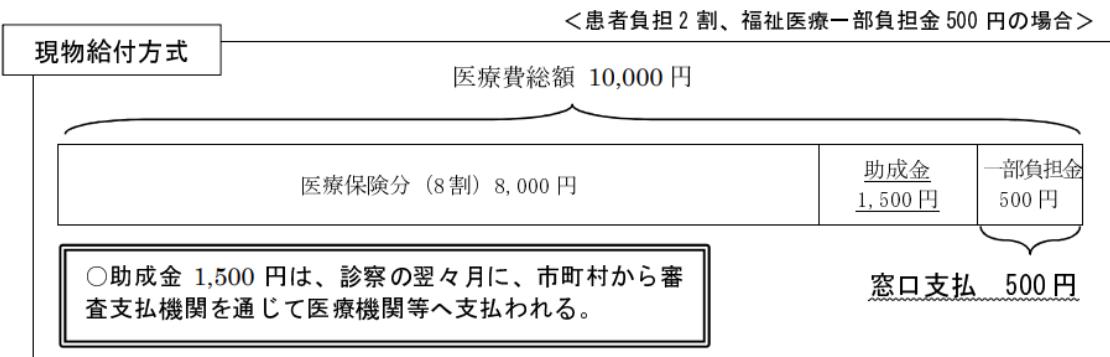
※現物給付・・・受給資格者が医療機関に対して、受けた医療にかかる保険診療の自己負担相当額のうち、窓口一部負担金を支払った後に、市から基金を通じて医療機関等に対して窓口一部負担金を控除して支払う方式

2 現物給付について

現物給付の条件	
年齢	五條市内に住所を有する未就学児（6歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども）（4月1日生まれは前月末日まで）
公費	「子ども（※）」「ひとり親家庭等」の受給資格者 ※子ども医療の受給資格証には「乳幼児医療受給資格証」と記載しています。
外来医療費	奈良県内及び伊都医療圏の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額から窓口一部負担金を控除した額 ※国保加入者については奈良県内の医療機関のみ、伊都医療圏では対象外
入院医療費	奈良県内及び伊都医療圏の医療機関等での、保険診療の自己負担相当額から窓口一部負担金を控除した額 ※国保加入者については奈良県内の医療機関のみ、伊都医療圏では対象外

助成金の支給方法

- 現物給付（未就学児） 伊都医療圏の医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション（医療分）
- ① 受給者は、医療機関等で受給資格者証を提示し、福祉医療の窓口一部負担金を支払う。
 - ② 医療機関等は社会保険診療報酬支払基金へ、医療保険との併用レセプトとして助成金の請求を行う。
 - ③ 支払基金は請求内容を審査し、五條市に請求する。
 - ④ 五條市は、支払基金を通じて当該医療機関へ助成金の支払を行う。



3 他法等との優先関係

子どもの医療費助成よりも医療保険（被用者保険）の高額療養費や附加給付等の給付及び他の公費負担制度等が、優先して適用されます。

ただし、先に適用した公費負担制度等に自己負担がある場合は、その自己負担額が助成対象になります。

受給者の方が国の公費負担医療費助成制度等の受給者証と子どもの医療助成の受給資格証の両方をお持ちの場合、必ず、国の公費負担医療費助成制度等が適用できる場合はその制度を優先適用し、子ども医療費助成のみの適用とならないよう注意してください。

« 公費負担医療制度一覧 »

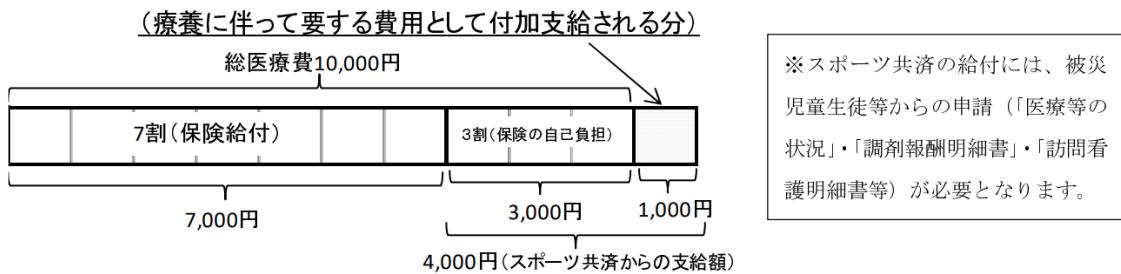
法 律 等	名 称		法別番号
戦傷病者特別援護法	戦傷病者	療養の給付	1 3
		更生医療	1 4
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	原爆援護	認定医療	1 8
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		感染症	2 9
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律		医療観察	3 0
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症結核		1 0
			1 1
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健	措置入院医療	2 0
障害者総合支援法	自立支援	精神通院医療	2 1
		更生医療	1 5
		育成医療	1 6
		療養介護医療	2 4
麻薬及び向精神薬取締法		麻薬取締	2 2
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		感染症	2 8
児童福祉法	児童福祉	療育医療	1 7
		肢体不自由児通所及び障害児入所医療	7 9
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	原爆援護	一般疾病医療	1 9
母子保健法	母子保健	養育医療	2 3
児童福祉法		小児慢性	5 2
難病の患者に対する医療等に関する法律		難病医療	5 4
S48.4.17 衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」他		特定疾患等	5 1
H20.3.31 健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」		肝炎治療特別促進事業	3 8
H30.6.27 健発0627第1号厚生労働省健康局長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
児童福祉法		措置等医療	5 3
石綿による健康被害の救済に関する法律		石綿救済	6 6
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法		特定B型肝炎ウイルス感染者給付金	6 2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律		残留邦人支援	2 5
生活保護法		生活保護	1 2

4 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金とは

独立行政法人日本スポーツ法に基き、学校・認定こども園等の管理下における児童生徒等の災害(負傷・疾病等)に対して災害共済給付(医療費)を行うものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付(以下、「スポーツ共済」という。)の給付対象となる場合は、保険診療の自己負担分及び療養に要する費用として対象医療費総額の1割相当額が付加給付分として給付されます。



(2) 奈良県の福祉医療費助成とスポーツ共済の関係について

「スポーツ共済」の給付対象となる場合は、スポーツ共済が法律に基づく制度であることから、保険の自己負担及び付加支給分が給付されるため最終的な一部負担金は発生しないことから、原則として、奈良県の福祉医療費助成の対象外となります。

(3) 医療機関での対応について

＜受診時において学校等での災害(傷病、疾病等)と思われた場合＞

学校・認定こども園等の管理下における災害(負傷又は疾病など)による場合は、スポーツ共済の給付対象となる場合がありますので、受診者に確認をお願いします。

また、学校等管理下での災害(傷病、疾病等)であるとの申し出があった場合も、子ども・ひとり親医療費助成を使わずに、保険診療の一部負担金である3割(未就学児は2割)相当額を保護者に請求してください。

＜受診者からスポーツ共済の給付申請にかかる「医療等の状況」等の記入依頼があった場合＞

スポーツ共済の給付対象となる場合は、受診者の方に子ども・ひとり親医療費助成の対象外になる旨を説明いただき、「医療の状況」等様式の右下にある公費負担医療制度を利用した場合に記入する欄には記入しないでください。

5 受給資格証について

医療費助成の公費種別ごとに定められた番号が記載されます。

五條市では、現物給付の対象者に下記※「公費負担者番号」を記載した水色の受給資格証を交付します。

公費種別	公費負担者番号
子ども（※）	73290074
ひとり親家庭等	93290070

※子ども医療の受給資格証には、「乳幼児医療費受給資格証」と記載しています。（子ども医療の記載はありません。）

1 現物給付用の受給資格証見本

子ども医療費助成受給資格証（水色）

（乳幼）	乳幼児医療費受給資格証							（現物）
公費負担者番号	7	3	2	9	0	0	7	4
受給者番号								
対象者	住 所	五條市						
	氏 名	見 本						
	生年月日	令和 年 月 日						
一部負担金	通 院	500円／レセプト						
	入 院	500円レセプト(14日以上の場合は1,000円)						
	調 剤	な し						
有効期間		令和 年 月 日						
		令和 年 月 日						
発行期間名及び印	奈 良 県 五 條 市 長 印							
交付年月日	令和 年 月 日							

ひとり親家庭等医療費助成受給者証（水色）

（現物）	ひとり親家庭等医療費受給資格証							
公費負担者番号	9	3	2	9	0	0	7	0
受給者番号								
対象者	住 所	五條市						
	氏 名	見 本						
	生年月日	令和 年 月 日						
一部負担金	通 院	500円／レセプト						
	入 院	500円レセプト(14日以上の場合は1,000円)						
	調 剤	な し						
有効期間		令和 年 月 日						
		令和 年 月 日						
発行期間名及び印	奈 良 県 五 條 市 長 印							
交付年月日	令和 年 月 日							

第2章 医療機関等における取り扱いについて

1 受給資格証の確認

医療機関等の窓口では毎回、健康保険証と受給資格証の提示を求め、確認してください。現物給付対象の診療分については、併用レセプト方式にて社会保険診療報酬支払基金（以後「支払基金」とする）に請求をしていただくことになります。

なお、受診時に現物給付用の受給資格証が確認できない場合は、自己負担額の徴収をお願いします。

【市から受給資格者（保護者）への周知について】

市から受給資格者に対し、現物給付を受けるため医療機関等での受診時に受給資格証を毎回提示する必要があることについて、広報等での告知、資格証交付時に受給資格者（保護者）に対し説明する等を行い、周知徹底に努めます。

2 有効期間の確認

受給資格証には有効期間が記載されていますので、有効期間内の受診であるか確認してください。期間外は助成の対象外となります。

なお、期間内の受給資格証を持っていても、五條市外へ転出する等により、既に資格を喪失している可能性があります。また、資格を喪失していない場合でも、加入する保険が国保になった方については、伊都医療圏内の医療機関等受診分は現物給付の対象外となります。については、医療機関等での口頭確認（五條市外へ転出していないか、保険証が変わっていないかなど）をお願いいたします。

口頭確認により、受診時に五條市外に住所があることが判明した場合や、保険証が国保に変わっている場合は、五條市での子ども医療費助成もしくは現物給付の助成対象外になりますので、自己負担額の徴収をお願いします。

【資格喪失者に対する対応について】

五條市より、転出等により資格を喪失した受給資格者に対し、速やかに受給資格証を返還する必要がある旨を周知し、失効した受給資格証の回収に努めます。

また、有効期限切れの受給資格証を誤って使用しないよう注意喚起を行います。

3 自己負担金の徴収

現物給付用の受給資格証を持っていない受給資格者（義務教育就学以上の者）及び現物給付対象者のうち、国保加入者の伊都医療圏内の医療機関等の受診分については、従来どおり償還給付方式での助成となりますので、医療機関等の窓口で自己負担金を徴収してください。

また、保険診療の対象にならない医療費は助成の対象となりませんので、医療機関等

の窓口で自己負担額を徴収してください。

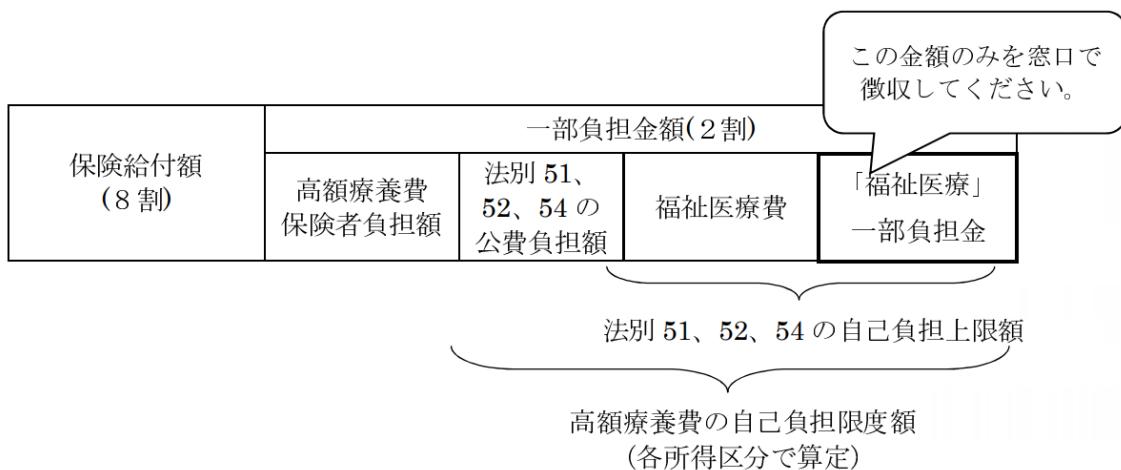
4 「限度額適用認定証」の確認、高額療養費について

被用者保険に加入する受診者の高額療養費は、限度額認定証の提示の有無にかかわらず、一律「ウ：一般」の所得区分で算定します。

例外として、特定疾患治療研究事業（法別51）、小児慢性特定疾病医療支援事業（法別52）、難病法に係る特定医療費助成制度（法別54）と併用する場合、これら制度の受給者証に記載された高額療養費の適用区分で算定します。

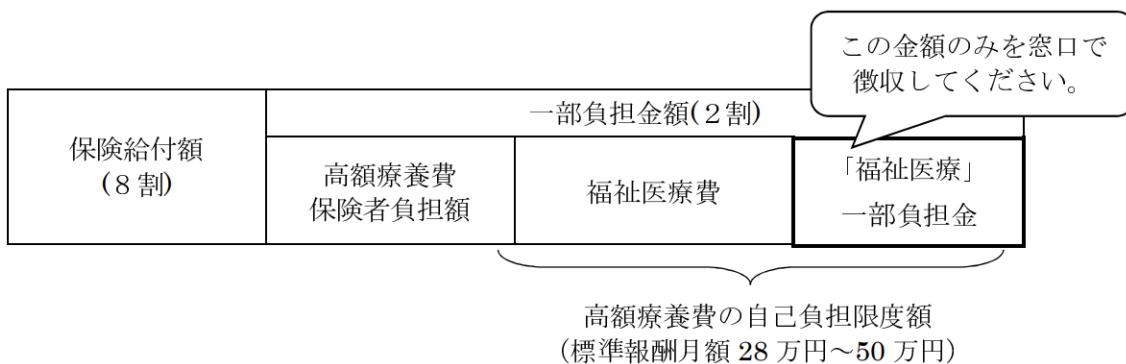
① 特定疾患治療研究事業（法別51）、小児慢性特定疾病医療支援事業（法別52）、難病法に係る特定医療費助成制度（法別54）の受給者証を提示した場合

- 支払基金では所得区分に応じた高額療養費を計算します。
- 窓口での領収額は「五條市子ども医療」の一部負担金のみとなります。

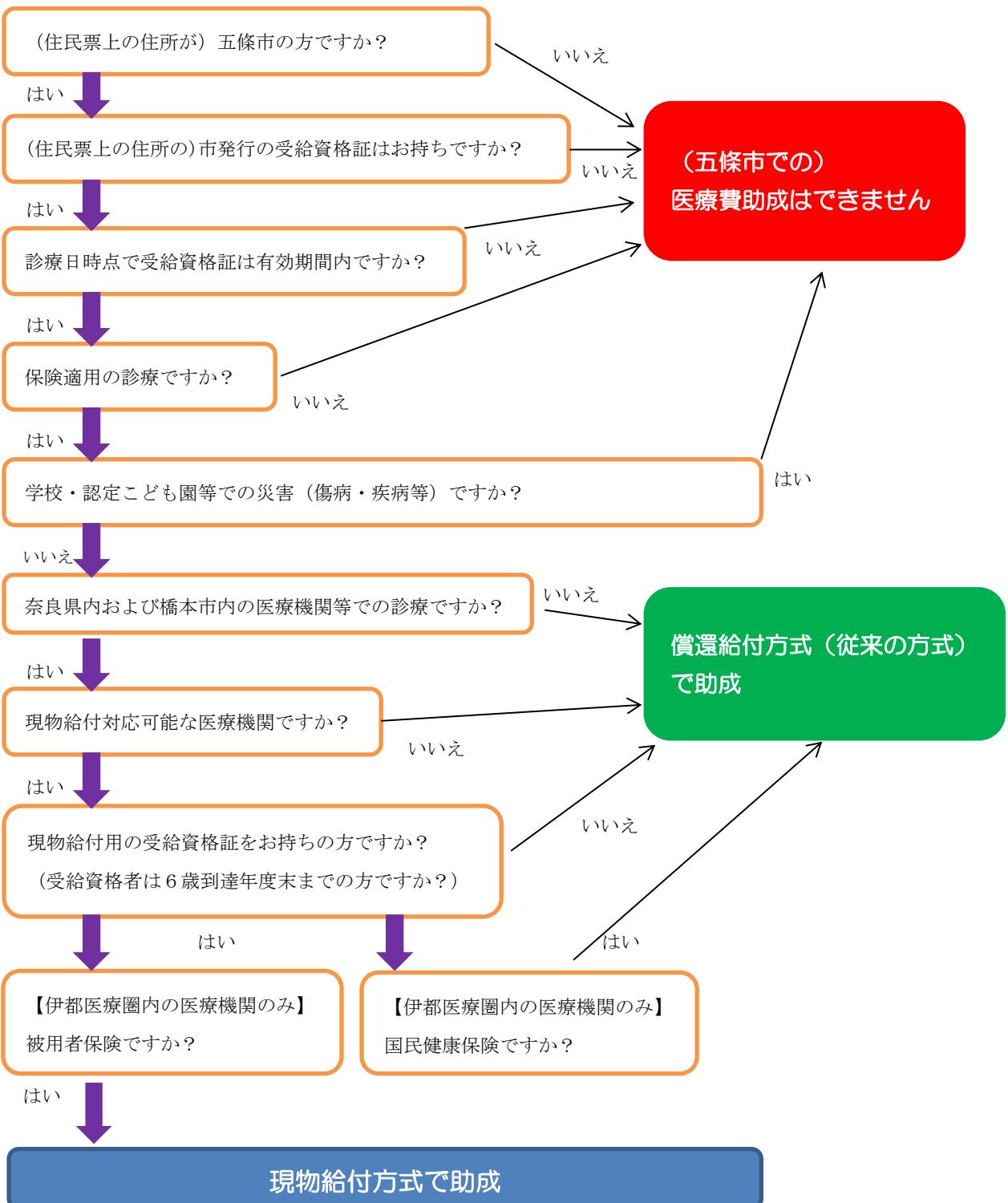


② ①以外の場合

- ①以外の受診者の高額療養費は、「ウ：標準報酬月額28万円～50万円」で算定します。
- 窓口での領収額は「五條市子ども医療」の一部負担のみとなります。



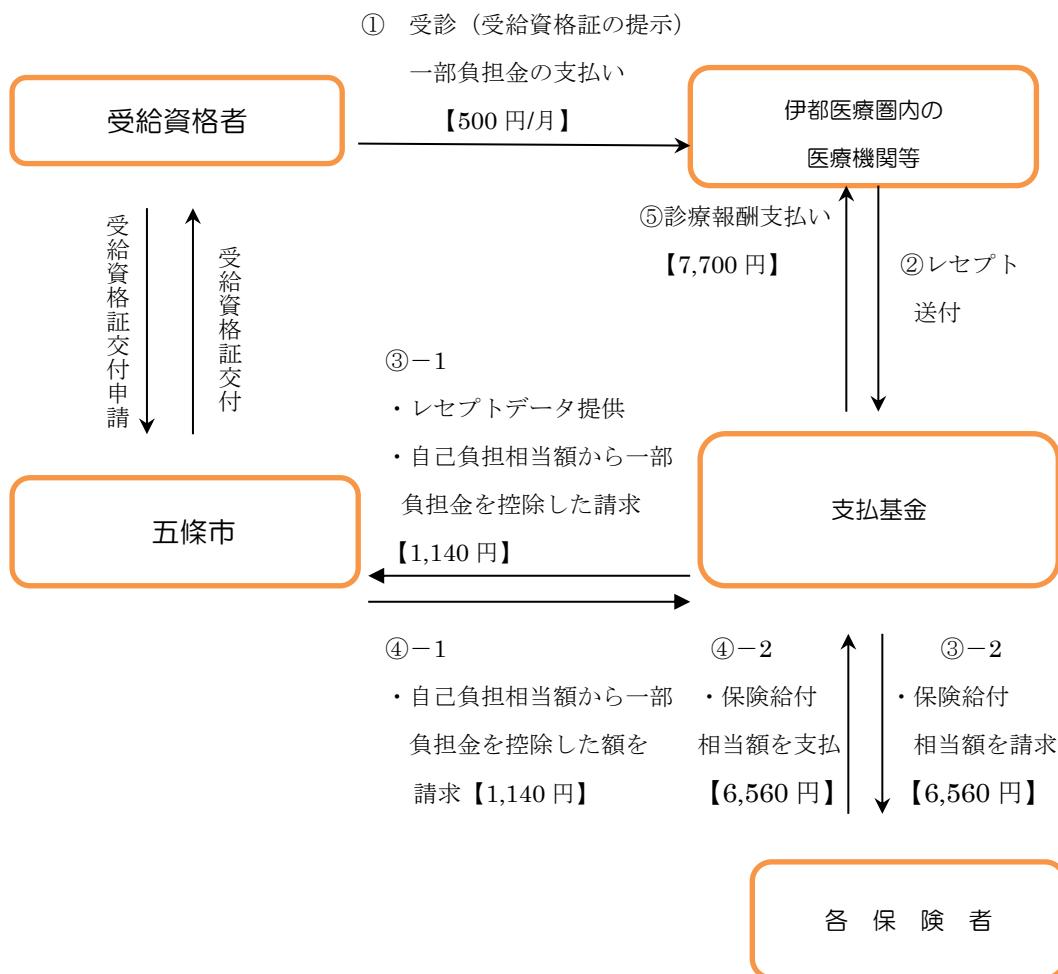
5 現物給付対象者判定フローチャート



第3章 医療費助成の流れについて

現物給付方式（社保加入の未就学児）

例：診療点数 820 点、総医療費 8,200 円、自己負担額（2割）1,640 円 の場合



- ① 受給資格者は、医療機関等に受給資格証と健康保険証を提示する。
窓口一部負担金のみ支払う。
 - ② 医療機関等は、支払基金に併用レセプトを提出する。（原則診療翌月の 10 日）
 - ③-1 支払基金は、五條市に現物給付対象分のレセプトデータを提出する。
併せて自己負担相当額から一部負担金を控除した額を請求。※ 1
 - ③-2 支払基金は、保険者に保険給付相当額を請求。
 - ④-1 五條市は支払基金に自己負担相当額から窓口一部負担金を控除した額を支払う。
※ 2
 - ④-2 保険者は支払基金に保険給付相当額を支払う。
 - ⑤ 支払基金は、医療機関等に診療報酬相当額を支払う。
- ※ 1 同時に支払基金は五條市に対し、審査支払手数料を請求する。
- ※ 2 五條市は基金に対し、審査支払手数料を支払う。
- ※国保の場合は従来通りの償還払いです。**

第4章 レセプトの記載要領

1 現物給付におけるレセプト作成に当たっての留意点

(1) 医療保険と福祉医療公費(「73:子ども」「93:ひとり親家庭等」)の併用レセプトで請求します。

他の公費負担制度がある場合は、3者併用レセプトで請求を行います。

(2) 子ども医療助成は、他の公費負担制度を優先します。

子ども医療助成(「73:子ども」「93:ひとり家庭等」)は、他の公費負担制度において自己負担金が発生した場合に助成を行います。

(3) 養育医療(23)については、医療保険+養育医療+福祉医療の3者併用レセプトで請求されると過誤調整となるため、償還払いにより助成を行います。

2 レセプトの記載事例

別添資料

「五條市子どもの医療助成額の計算事例(レセプトの記載事例)」を参照ください。

五條市の子どもの医療費助成現物給付に関するQ&A

1 受給資格について

Q 1 同月内で1回目に受給資格証を忘れたため2割支払った受給者が、2回目受診の際、受給資格証の提示をされたため確認したところ、1回目の受診分も受給資格があったことが確認できた。

この場合、1回目の分を精算し、その分についても現物として併用レセプトにより請求して良いか。

A 1 医療機関において1回目の精算が可能であれば、精算後、1回目・2回目の受診とも現物給付として取扱いをしていただいても問題ありません。その場合、五條市保険年金課で1回目受診分について償還払いの手続きをしていないことを必ず受給者の方に確認してください。また、精算後は、1回目及び2回目受診分の一部負担金の徴収金額が受給資格証の一部負担金までにおさまっているかの確認をお願いします。

Q 2 同月内で1回目に受給資格証を忘れたため2割支払った受給者が、2回目受診の際、受給資格証の提示をされたため確認したところ、1回目の受診分も受給資格があったことが確認できた。また、1回目の受診分について、五條市保険年金課で償還払いの手続きをしたことも確認した。

この場合、1回目の受診の際に徴収した金額を考慮し、一部負担金を徴収しなくても良いのか。

A 2 2回目受診分については、現物給付の取扱いをするため、原則通り、提示された受給資格証に記載の一部負担金500円を必ず徴収してください。その際、1回目受診分の窓口負担額は考慮する必要はありません。

Q 3 受給資格証の確認は受診の都度、行わなければなりませんか。

A 3 受給資格証の確認は重要ですので必ず確認してください。五條市外へ転出するなど、表示の期間中であっても、當時、資格喪失の可能性があります。

五條市としても、転出等による資格喪失後の受給資格証の回収や、受給資格証を使用しないよう注意喚起に努めますが、医療機関等におかれましても、提示された受給資格証の有効期限の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に五條市外へ転出していないか）の口頭確認をお願いします。

Q 4 受給資格者が、月途中で五條市外へ転出した場合どうなるのですか。

A 4 五條市外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は助成の対象外となります。資格喪失後の受給資格者が誤って受給資格証を提示した場合や、医療機関等が受給資格証を確認せずに現物給付扱いとした場合、助成金の過払いが発生し、受給資格者または医療機関等からの返金をしていただく場合があります。そのため、医療機関等の窓口での受給資格証の確認と受給資格証の表示の住所に変更がないか（特に五條市外へ転出していないか）についての口頭確認は重要となりますので、ご協力をお願いします。

Q 5 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。

A 5 資格が喪失する要件としては、①年齢到達、②死亡、③五條市外への転出、④生活保護の受給開始、⑤保険資格喪失（無保険）等があります。なお、資格が喪失する日は、各事由の事実が発生した日（転出であれば転出日）となります。

また、加入する保険が国保になった場合は、伊都医療圏内の医療機関等受診分については現物給付の対象外となります。

2 医療機関等窓口でのその他取り扱いについて

Q 6 同一に複数回受診があった場合の一部負担金の取扱いはどうなりますか。

A 6 例えば1レセプト500円の場合、1回目の窓口負担が400円であれば、同一月の2回目の受診は100円までの負担となります。

なお、2回目までに500円の負担があれば、同一月の3回目以降は窓口負担がありません。

Q 7 現物給付方式により窓口で医療費を徴収しないとき、領収書の発行はどうなりますか。

A 7 同月に既に一部負担金の徴収（最大500円/月）を行い、窓口での徴収がない時は領収書の発行は不要です。

Q 8 月途中に健康保険を変更した場合の福祉医療一部負担金はどうなりますか。

A 8 同月内において保険者が変わった場合は、それぞれの保険者ごとにレセプトを作成するため、それぞれのレセプトごとに一部負担金を算出してください。例えば、一部負担金が1レセプト500円の場合、レセプトごとに500円を算出するため、受給者に合わせて1,000円を請求することになります。

なお、国保に保険者が変わった場合は、従来どおり償還給付方式での助成となりますので、医療機関の窓口で自己負担を徴収してください。

Q 9 受給資格者が、他の公費負担制度（小児慢性、育成医療等）の証をもっている場合はどうすればよいか。

A 9 受給資格証と一緒に、他の公費負担制度の証の提示を必ず求めてください。

福祉医療費助成制度よりも医療保険の給付及び他の公費負担制度が優先して適用されます。五條市は、他公費負担制度の自己負担相当額を助成することになります。

Q 10 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか。

A 10 一部負担額及び、保険給付の対象とならない医療費（健康診断、予防接種、入院時の部屋代、食事療養・生活療養にかかる標準負担額等）等があります。

Q 11 受給資格者が受診の際、保護者等から「保育所で怪我をしたため、スポーツ保険の給付を受ける」との申出があった場合、どうすればよいか。

A 11 学校や保育所等の管理下における怪我等については、「日本スポーツ振興センター災害給付金（スポーツ保険）制度」の対象になり、スポーツ保険からの給付が優先されるため、福祉医療費の助成対象外となります。窓口にて必ず自己負担相当額の徴収を行ってください。

Q 1 2 同月内で日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象となる医療費と対象とならない医療費が混在する場合はどのようにすればよいのですか。

A 1 2 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象分については、福祉医療の対象とならないため、窓口保険診療の一部負担金である2割(未就学の場合)を徴収してください。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外の分については、福祉(子ども、ひとり親)医療費助成事業の対象となりますので、福祉医療一部負担金のみ徴収してください。

また、レセプト上、福祉(子ども、ひとり親)医療費助成事業の請求点数欄に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付分を除いた点数を記載してください。

Q 1 3 福祉医療の対象としたものが後に日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象と判明した場合は、どのようにしたら良いのか。

A 1 3 受給者へは2割から既に徴収済みの福祉医療一部負担金を差し引いた自己負担額を請求し、徴収してください。審査支払機関へ請求済みの場合は、再審査等請求を行い福祉医療対象外として取り扱ってください。

Q 1 4 奈良県及び伊都医療圏「内」の医療機関発行の処方箋により、奈良県及び伊都医療圏「外」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

A 1 4 奈良県及び伊都医療圏「外」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象にならず、償還払いの対象になります。

Q 1 5 奈良県及び伊都医療圏「外」の医療機関発行の処方箋により、奈良県及び伊都医療圏「内」の調剤薬局で調剤を受けた場合、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になりますか。

A 1 5 奈良県及び伊都医療圏「内」の調剤薬局のため、薬剤の窓口負担額は現物給付の対象になります。

Q 1 6 入院時一部負担金は、どのように考えたらいいですか。

A 1 6 入院時一部負担金についても通院と同様、1レセプトあたりの金額となっており、月を跨いでの入院の場合は、月ごとの入院日数に応じてそれぞれ一部負担金を適用してください。

Q 1 7 受給資格証の提示の有無により、同月内に現物給付したものとそうでないものとが混在する場合のレセプトの取扱いはどうすれば良いのですか。

A 1 7 レセプト上、福祉(子ども、ひとり親)医療費助成事業の請求点数欄に、受給資格証の提示がなく2割徴収した分を除いた点数、つまり、現物給付した点数のみを記載してください。

Q 1 8 レセプトにおける食事療養費の記載方法はどうすれば良いのですが。

A 1 8 食事療養費は医療費助成の対象外であるため、回数「0回」、請求「0円」、標準負担額「0円」と記載してください。※空欄とならないよう必ず記載をお願いします。

Q 1 9 歯科の未来院請求についてはどうすれば良いのですか。

A 1 9 医療費助成の対象外となりますので、単独レセプトとして請求してください。

3 併用レセプトの提出について

Q 2 0 併用レセプト提出後に記載内容に変更があり、医療費の過誤が生じた場合はどうすればよいか。

A 2 1 支払基金に対し「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。

また、過誤となった医療費については、翌月以降に支払基金において過誤調整が行われます。

Q 2 2 他の公費負担制度を申請中の場合は、どうすればよいか。

A 2 2 他の公費負担制度を申請中の場合は、併用レセプトの提出を一旦保留していただき、他の公費負担制度の受給者証の確認をしてから併用レセプトの提出をしていただくか、レセプト提出後に他の公費負担制度の受給者証を確認した場合は、「診療報酬明細書」の取り下げ依頼を行い、再請求を行ってください。過誤となった医療費については、翌月以降に過誤調整が行われます。

Q 2 3 レセプトの返戻があった場合、どうすればよいか。

A 2 3 国保から社保、社保から国保の返戻時には、福祉医療費の公費負担者番号及び受給資格証番号を空白で返戻するので、支払基金に再請求する際は、福祉医療費の公費負担者番号及び受給資格証番号を記載しないようお願いいたします。
社保から社保の返戻時には、福祉医療費の公費負担番号及び受給者資格番号の記載をお願いいたします。

お問い合わせ先

五條市子どもの医療費助成に関する問合せ先

担当部課名	五條市役所 すこやか市民部 保険年金課 福祉医療係
所在地	〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号
連絡先	TEL：0747-22-4001（代） FAX：0747-23-5290

レセプトに関する問い合わせ先

担当部課名	社会保険診療報酬支払基金 和歌山審査委員会事務局
所在地	〒640-8530 和歌山県和歌山市吹上2-5-14
連絡先	TEL：073-427-3711 FAX：073-427-3771